

緑の基本計画の改定について

報告 第2号

滝川市緑の基本計画

概要版

目 次

1. 滝川市緑の基本計画の概要
2. 滝川市の緑の現状と課題
3. これからの緑づくり
4. 緑の将来像、基本目標の達成に向けた施策
5. 都市公園再編の基本的な考え方
6. 街路樹の維持管理の基本的な考え方

滝川市建設部土木課

令和元年 12 月

1. 滝川市緑の基本計画の概要

■計画の背景・目的（P1）

- 「滝川市緑の基本計画」は、平成14年に公表し、目標年を平成32年としておりました。この間の、会情勢の変化を踏まえ、これまでの「量的確保」から利活用に視点を变えて「質の向上」に重点を置き、また、近年の少子高齢化から人口想定を見直し、コンパクトなまちづくりに対応した計画として策定するものです。

■計画期間及び対象（P2）

- 中長期的な視点の都市づくりを見据え、2019年度から2039年度の概ね20年間とします。
- 滝川市の行政区域（115.90平方キロメートル）並びに市域を超えて隣接する滝川公園、空知川緑地を含む範囲の緑を対象とします。

2. 滝川市の緑の現状と課題

■緑の現状

①〔都市公園〕（P21）

- 滝川市には、現在68箇所の都市公園が開設されており、面積としては総計で285.03ヘクタールとなっています。
- 市民一人あたりの都市公園面積は69.19㎡/人であり、全国平均の9.9㎡/人および全道平均の27.04㎡/人を大きく上回っています。

表 将来都市公園面積等

	現在（H29）
行政区域内目標人口 （国調人口実績）	50,000 人 (41,192 人)
都市計画区域内人口	41,020 人
都市計画公園 および都市公園	285.03 ha (計画面積：364.82ha)
行政区域内一人当たりの 都市公園等面積	供用ベース：69.19 ㎡

②〔公共施設緑地〕（P23）

- 公共施設の緑地としては、市役所や学校、医療・福祉施設、文化施設などがあり、多くの市民が利用する公共施設の敷地には、休憩や修景などを目的とした植栽地・広場が設けられています。

③〔街路樹〕（P24）

- 滝川市が把握・管理している街路樹は、延べ延長約73キロメートルです。
- 多く管理されている樹種は、プラタナス、イチョウ、ナナカマドの順になっており、駅前など中心街にはプラタナス、南北方向の市道にイチョウ、東西方向の市道にナナカマドが多く植栽されています。

■市民ニーズの把握

① [市民アンケート:平成 29 年度実施] (資料 2-4、資料 2-9)

・「現在の市内の公園や緑地の量は十分」という意見が最も多く、続いて「公園・緑地を増やすべき」、の順となっています。

・「公園・緑地を減らしていくべき」という意見は少なくなっています。

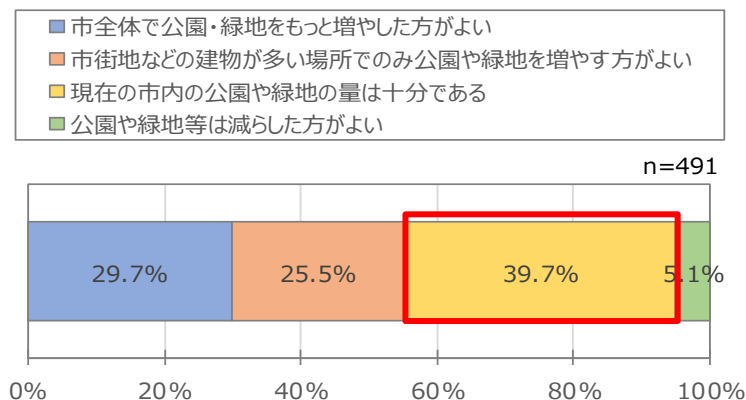


図 今後の滝川市の緑（公園や緑地）をどうすべきか

② [小学生アンケート：令和元年度実施] (資料 2-9)

・公園に行く頻度は、「週2～3回」(175名・31%)が最も多く、ついで「週1回」(144名・25%)、「月2回」(96名・17%)、「月1回」(77名・14%)となっています。

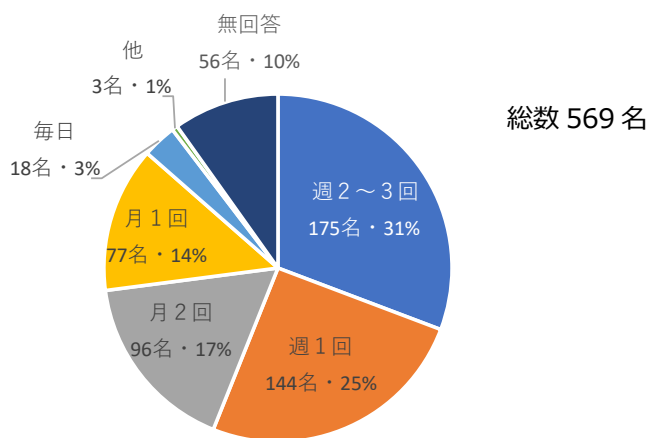


図 公園に行く頻度（小学生）

■緑の課題

①都市公園（P37）

- ・公園の一人当たり面積は目標を達成しています。しかし今後も人口減少と財政のひっ迫が懸念されるなか、量（面積）の多さではなく、持続的な都市経営に資する公園づくりが求められます。
- ・子どもからお年寄りまで、市民が公園に親しめるようにするため、より魅力的で利用したくなる立地・施設を備えた公園緑地の創出や、利用のためのきっかけづくり、公共施設や商業施設の利用価値向上施設と公園の一体的な利用ができる取り組みを検討していく必要があります。

②公共・民間施設緑地（P38）

- ・街路樹や公共施設植栽地、民間施設緑地においては、これまでの市街地形成とともに育まれてきた地域の緑として保全するとともに、生長とともに顕在化してきた新たな問題に対応すべく、各樹種の特性に応じた維持管理が必要です。
- ・また、今後のまちづくりの動向を踏まえて適切に創出・更新していく必要があります。

③市街地周囲の田園・森林・河川（P39）

- ・滝川らしい環境や景観を形成する骨格的な緑として維持保全していくことが必要です。
- ・森林・農地・河川の緑の保全について、市民がより親しめるようになることはもちろん、近隣自治体とのつながりに配慮したり、気候変動や温暖化問題への影響を考えていくことが必要です。

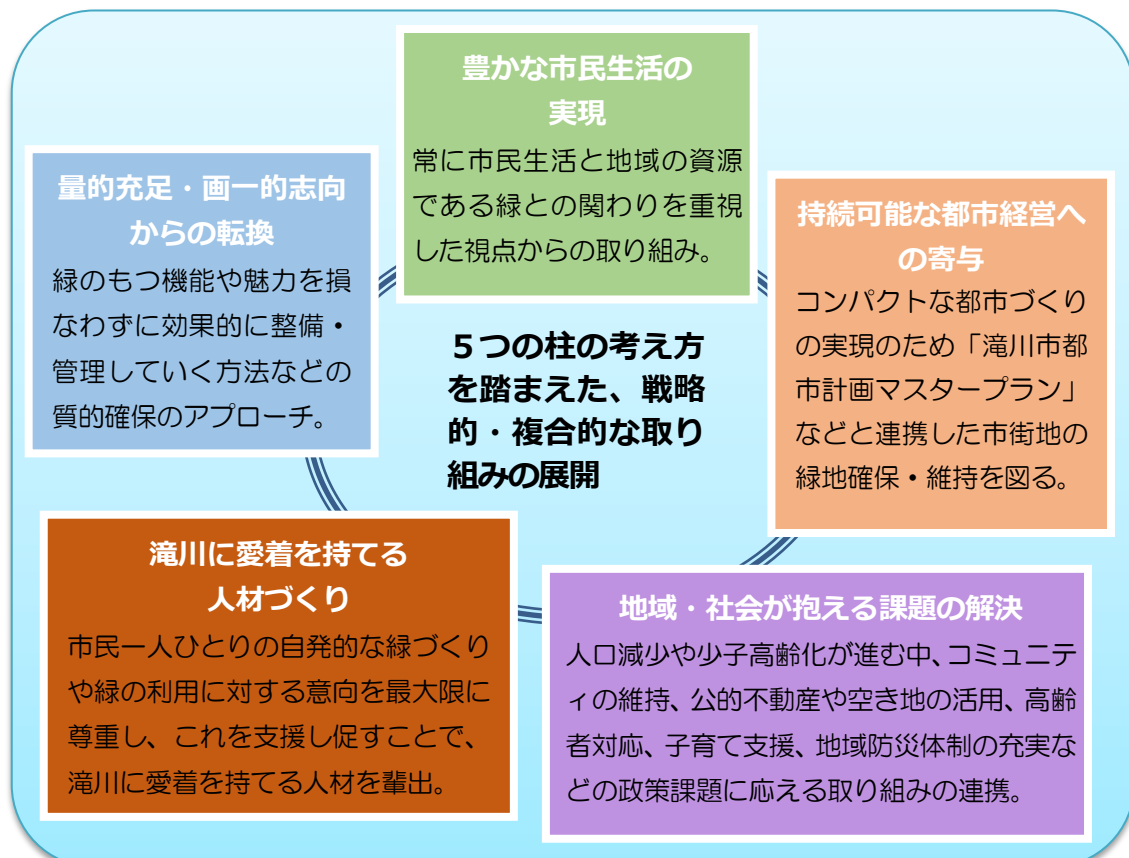
④緑づくりの取組み（P40）

- ・市民の緑づくりの取組みは、多様な主体が展開していますが、普及に向けたソフト施策には実現できないものもあり、市民が緑に親しむうえでは、課題が残されている。より価値が高まるようにするには、公園施設のグレードを上げるだけでなく、市民の生活様式、コミュニティ活動や他の施設利用とあわせきかけを作ったり、民間活力を活用するなどして利用しやすくすることが必要です。
- ・河川流域の地域の問題や地球環境の問題など、広い視点から自分達の住む環境も考えていくことが必要です。

3. これからの緑づくり

■基本的な考え方（P42～P47）

- ・今ある緑のストックや緑に親しむ市民の活動・人材を地域のまちづくりの重要な資源ととらえ、緑づくりを通じて豊かな市民生活、持続可能な都市経営、地域・社会の課題を複合的に解決するよう、戦略的な取組みを進めていきます。



■目標水準（P49）

①公園整備

- 今後公園や公共施設の再編で総量の減少が想定され、さらなる高水準の目標は設定せず、将来も充足度を担保できる水準を一定の幅で確保します。

（現状の水準）

69 m²/人

（都市公園再編により減少した面積を現状人口で除した）

63 m²/人 の間とします。

②緑地の総面積

- 現状の 934.8 ヘクタールとします。公園再編により面積については、減少する場合があります。
※ただし、公共施設の統廃合・縮減による公共施設緑地の減少は含まないものとします。

③市民の公園・緑の利用度

- 市民の公園・緑の利用度の向上を図る指標として、月1回程度以上利用する市民の割合を 25.8%→50% に向上することを目指します。

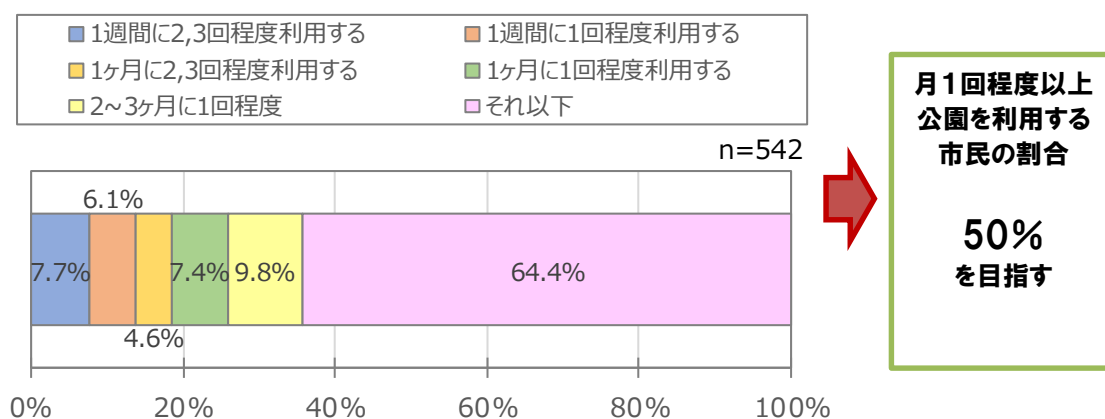


図 市民の現状の公園利用状況

4. 緑の将来像、基本目標、の達成に向けた施策

■緑の将来像（P50～P52）

森・川・田園・街・空に人々の笑顔が映える、
緑のコンパクトエコタウン たきかわ

～市民の豊かな暮らしを支える、持続可能な緑を目指して～

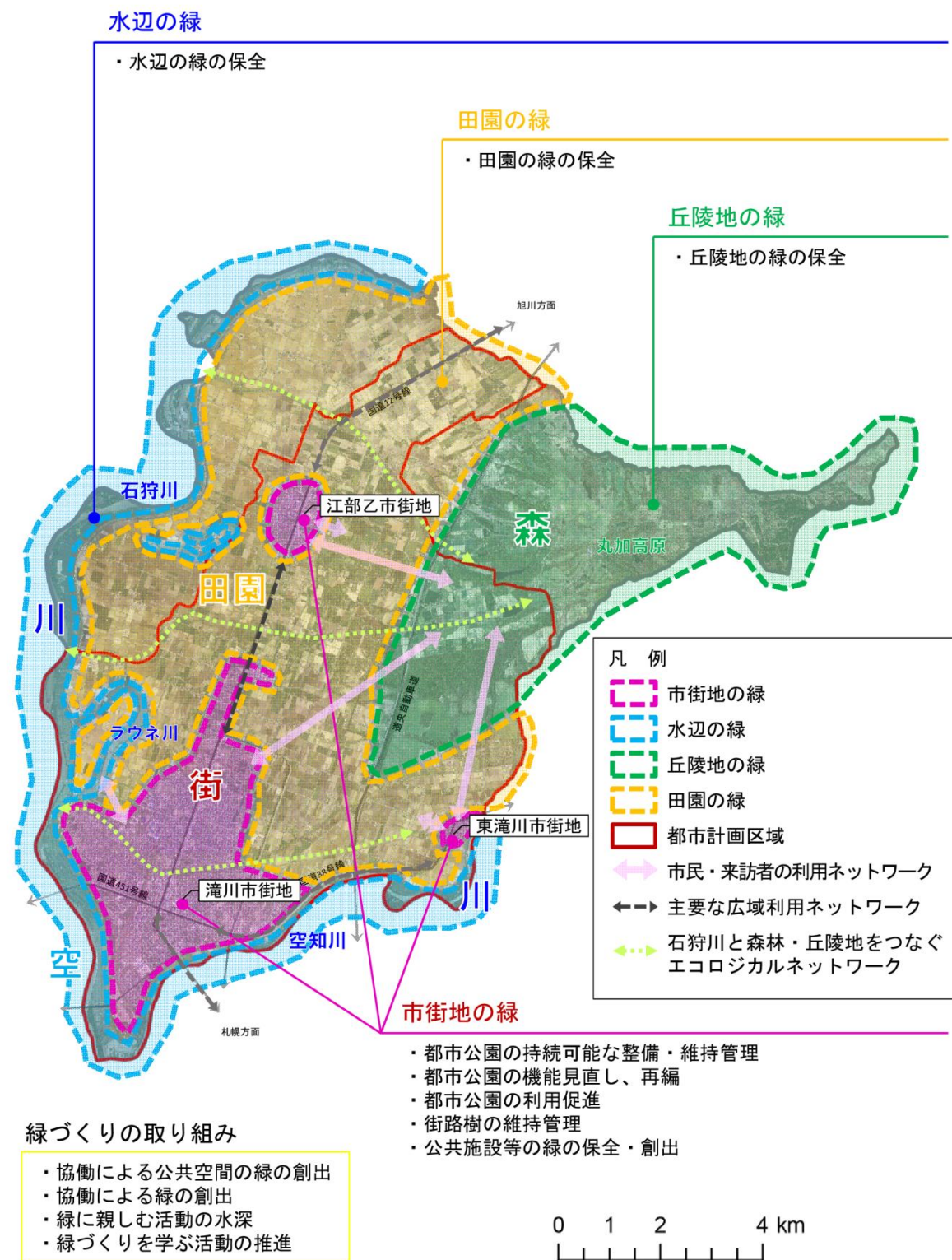


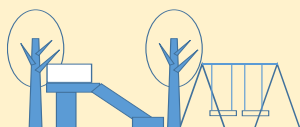
図 緑の将来像図

■基本目標及び達成に向けた施策（P61～P87）

< 基本目標 >

< 基本目標の達成に向けた施策 >

1) 【都市公園】 魅力ある持続可能な都市公園 の確保と市民利用の促進



① 都市公園の 持続可能な 整備・維持管理

- ・公園遊具の安全確保／・公園施設の長寿命化や改修
- ・公園樹木等の適正管理／・官民連携も視野にいた、公園と他施設との一体的な管理の促進

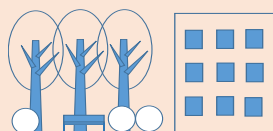
② 都市公園の 機能見直し、 再編

- ・都市公園の再編等の調査検討
- ・公園の防災機能の充実
- ・今後の土地利用方針にあわせた都市公園廃止等の検討

③ 都市公園の 利用促進

- ・スポーツ・レクリエーション拠点の機能維持・充実
- ・公園の特性・魅力に応じた PR、利用促進

2) 【公共・民間施設緑地】 街を彩る街路樹、 公共施設緑地等の確保



① 街路樹の 維持管理

- ・優れた街路樹の PR [重点管理路線図から]
- ・協働・連携による街路樹管理
- ・街路樹空間の安全確保（必要最小限の措置）
[その他路線図から]

② 公共施設等の 緑の保全・創出

- ・豊かな公共・民間植栽地の保全・管理
- ・都市公園の再編に伴い、再編元となる公園の更なる活用

3) 【田園・森林・河川の緑】 地域や社会とつながる 田園、森林、河川の 緑の保全・活用



① 水辺の緑の 保全

- ・大河川の緑の保全
- ・小河川の緑の保全

② 丘陵地の緑の 保全

- ・丸加高原等丘陵地の緑の保全

③ 田園の緑の 保全

- ・田園の緑の保全

4) 【緑づくりの取り組み】 市民との協働による緑づくり



① 協働による公共 空間の緑創出

- ・市民・事業者への管理協力の要請
- ・市民の沿道花植え・緑化、修景への支援

② 協働による 緑の創出

- ・緑化や花づくりの支援／・商業地や工業・業務地の緑化や花づくりの促進／・地域の優良事例の紹介／・民間によるまとまった植栽地の保全／“緑の資源”としての保全

③ 緑に親しむ 活動の推進

- ・滝川らしいスカイスポーツ・マリンスポーツの普及啓発
- ・公園緑地の利活用／散策や体験、健康増進の場としての緑のネットワークの活用／地域の緑資源情報の発信

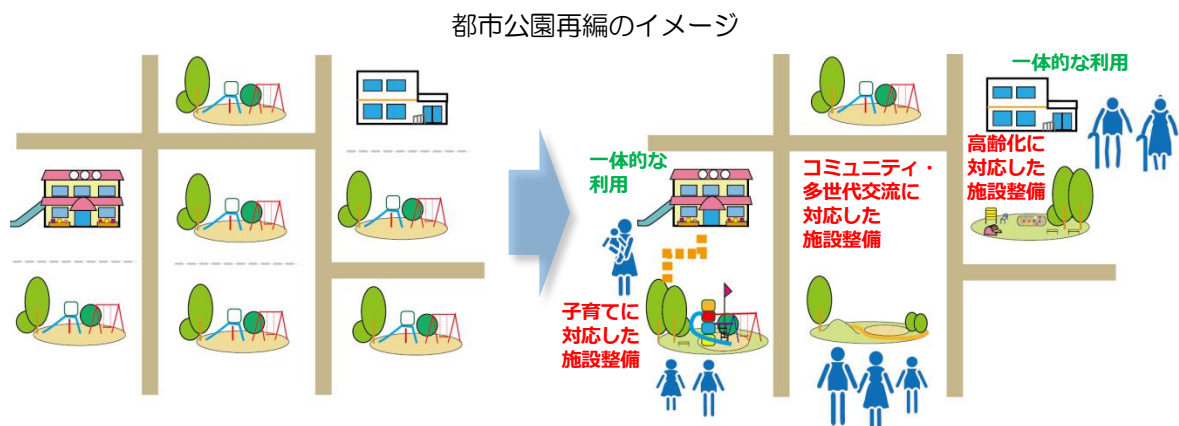
④ 緑づくりを学ぶ 活動の推進

- ・緑に関する学習の場の提供
- ・花づくり活動の普及・展開
- ・情報交換・共有の緑地づくり

5. 都市公園再編の基本的な考え方

■都市公園の再編等の調査検討（P67）

- 市街地のエリアごとに、人口の動向や施設の立地を把握したうえで、公園のあり方について検討し、現況の公園整備状況と地域の特性を重ね合わせて、公園の機能見直し、立地の再編を検討します。
- 検討にあたってはコンパクトな都市づくりの考え方に連動し、都市機能の集約により人が集まりやすくなるエリア、既存の学校や子育て支援施設、福祉施設等との一体的な利用の相乗効果が得られるエリアなどを集約先として想定します。
- 公園集約の跡地となる箇所では、住民のコミュニティスペースなど、防災上の機能も視野に入れた上で、地域の創意工夫で利用・管理できるスペースとしての利活用を視野に入れて地域とともに検討します。
- 各種スポーツ機能が備わる滝の川公園は、市全体の運動施設の集約先として、老朽施設の改修を計画的に進めることで、高齢者の健康増進及び子ども達の健全な育成に資する拠点機能の充実を図ります。



■都市公園の地区別基本方針（P89、91、93）

- 地区ごとの特性を考え、公園整備について以下の方向性を打ち出しています。

①滝川市街地

- 滝川市街地内の身近な都市公園において、エリアごとの都市機能分布やコミュニティの状況にあわせ、「子育て支援拠点型」「高齢社会等の課題に対応した福祉対応拠点型」「コミュニティ・多世代交流拠点型」といった、戦略的な施設の統合・集約化を進めます。

②江部乙地区

- 子どもの身近な遊び場として、地区内の公園機能の集約化を検討します。

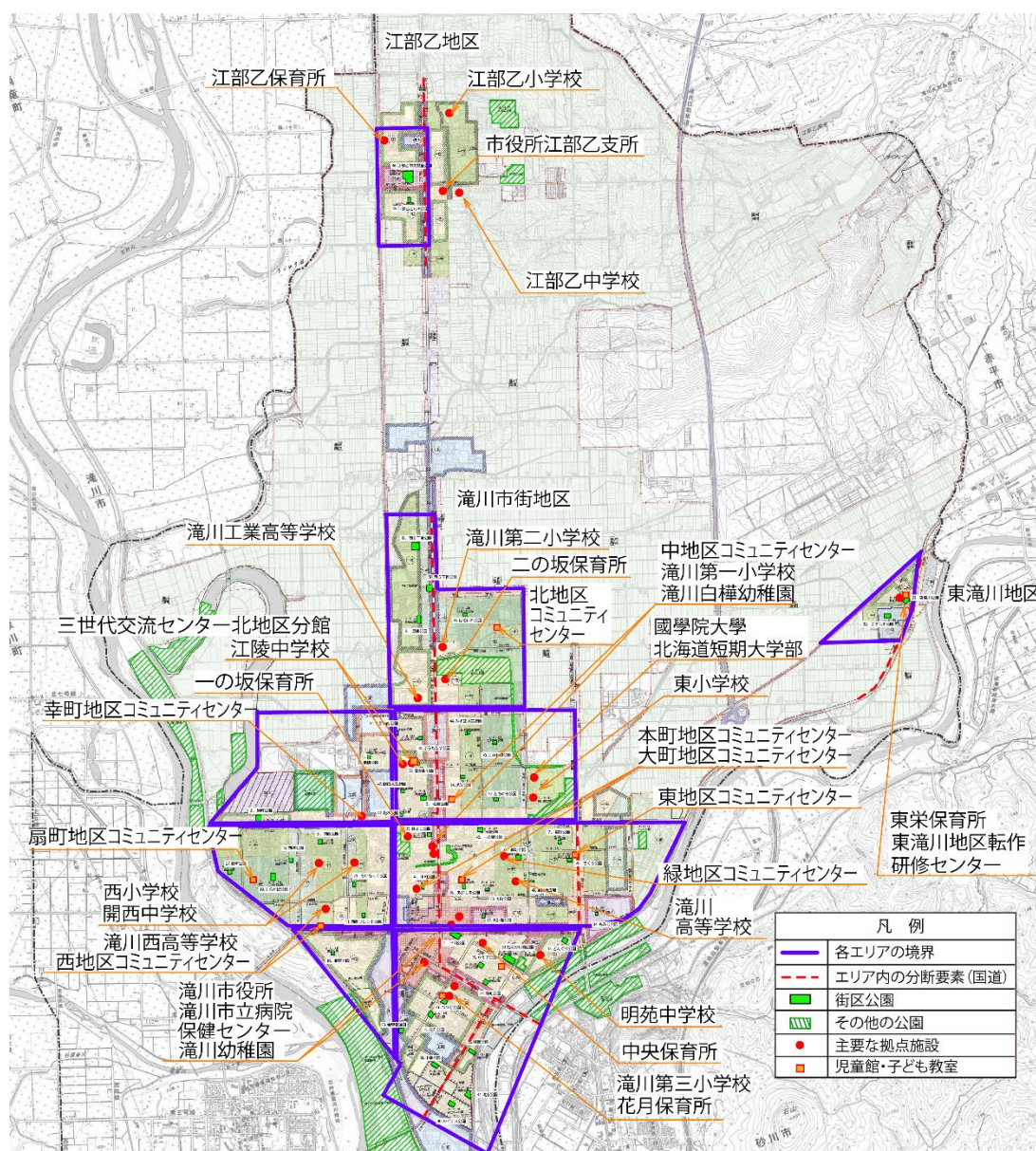
③東滝川地区

- 子どもの身近な遊び場と防災拠点を一体とする、地区内の公園機能の集約化を図ります。

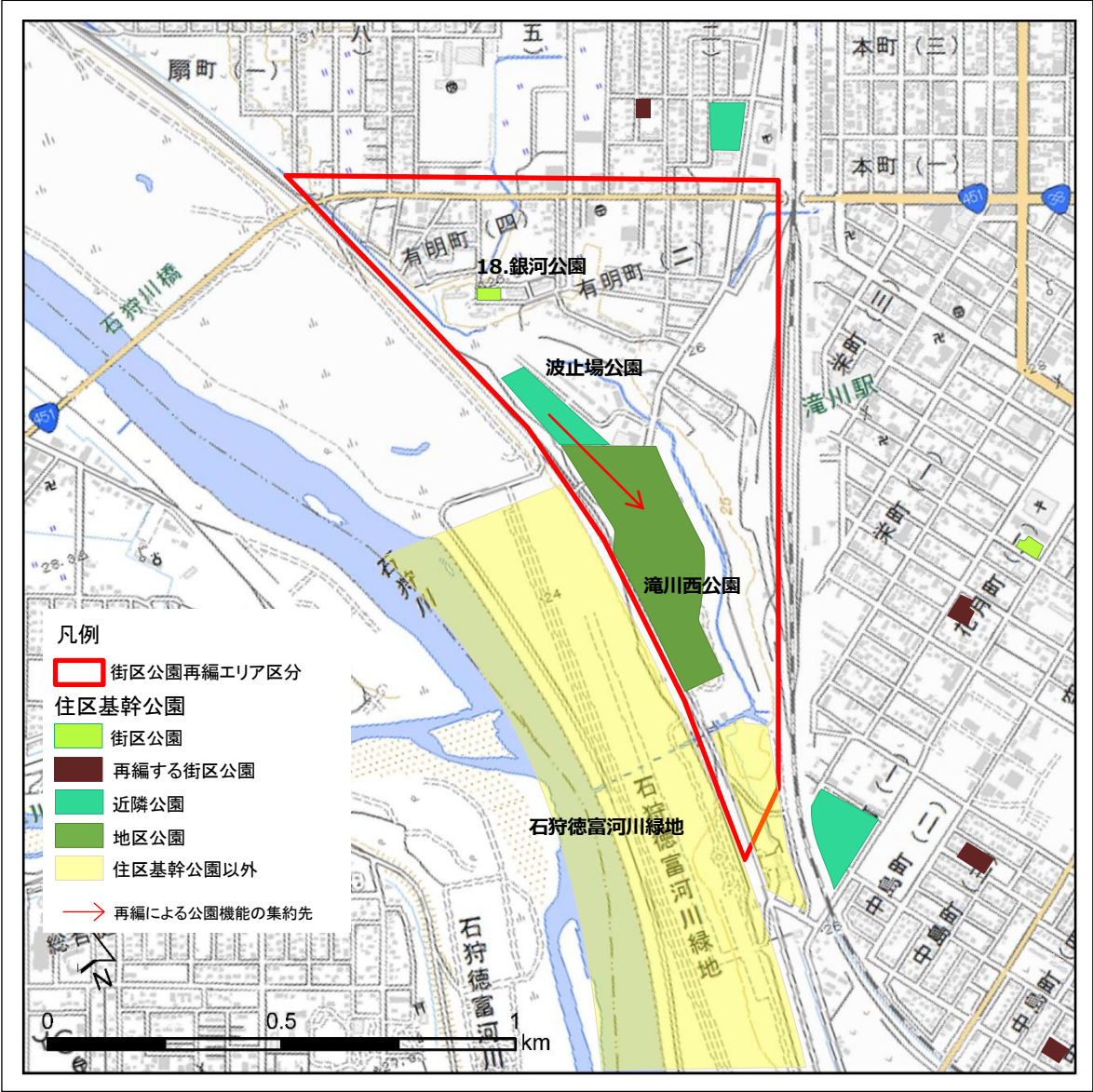
- ・都市公園の再編にあたっては、地域ごとの施設配置やその役割との関係も見据え、①～⑨のエリアに分け再編（今後 20 年間を見据え）を図る。

番号	エリア内の地区	再編による都市公園の数
①	有明町	3箇所→ 2箇所（1箇所を統合集約）
②	栄町、明神町、花月町、空知町、中島町、新町	15箇所→ 9箇所（6箇所を統合集約）
③	泉町、幸町、扇町、西町	7箇所→ 5箇所（2箇所を統合集約）
④	一の坂町、本町、大町、緑町、東町、流通団地	14箇所→ 7箇所（7箇所を統合集約）
⑤	泉町、幸町、西滝川	4箇所→ 4箇所（変更なし）
⑥	黄金町、朝日町、文京町、南滝の川	12箇所→ 7箇所（5箇所を統合集約）
⑦	屯田町、滝の川町、二の坂町	5箇所→ 4箇所（1箇所を統合集約）
⑧	江部乙町	3箇所→ 1箇所（2箇所を統合集約）
⑨	東滝川町	2箇所→ 1箇所（1箇所を統合集約）
65箇所（街区 50箇所、地区 5箇所、近隣 6箇所等）		↳ 40箇所（街区 28箇所、地区 4箇所、近隣 4箇所等）

■都市公園再編・エリア分け（P69）

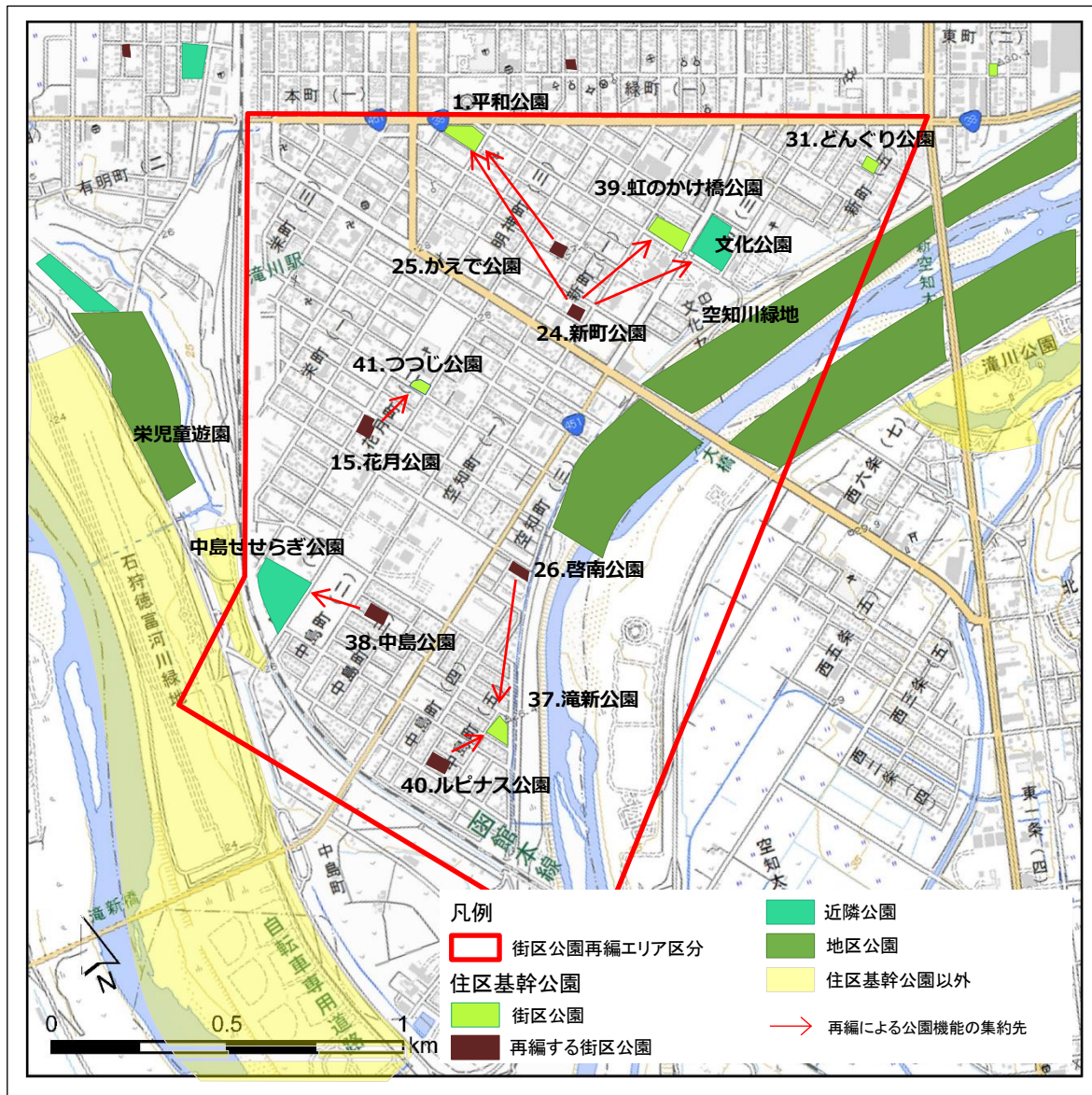


再編エリア① 有明町（P70）



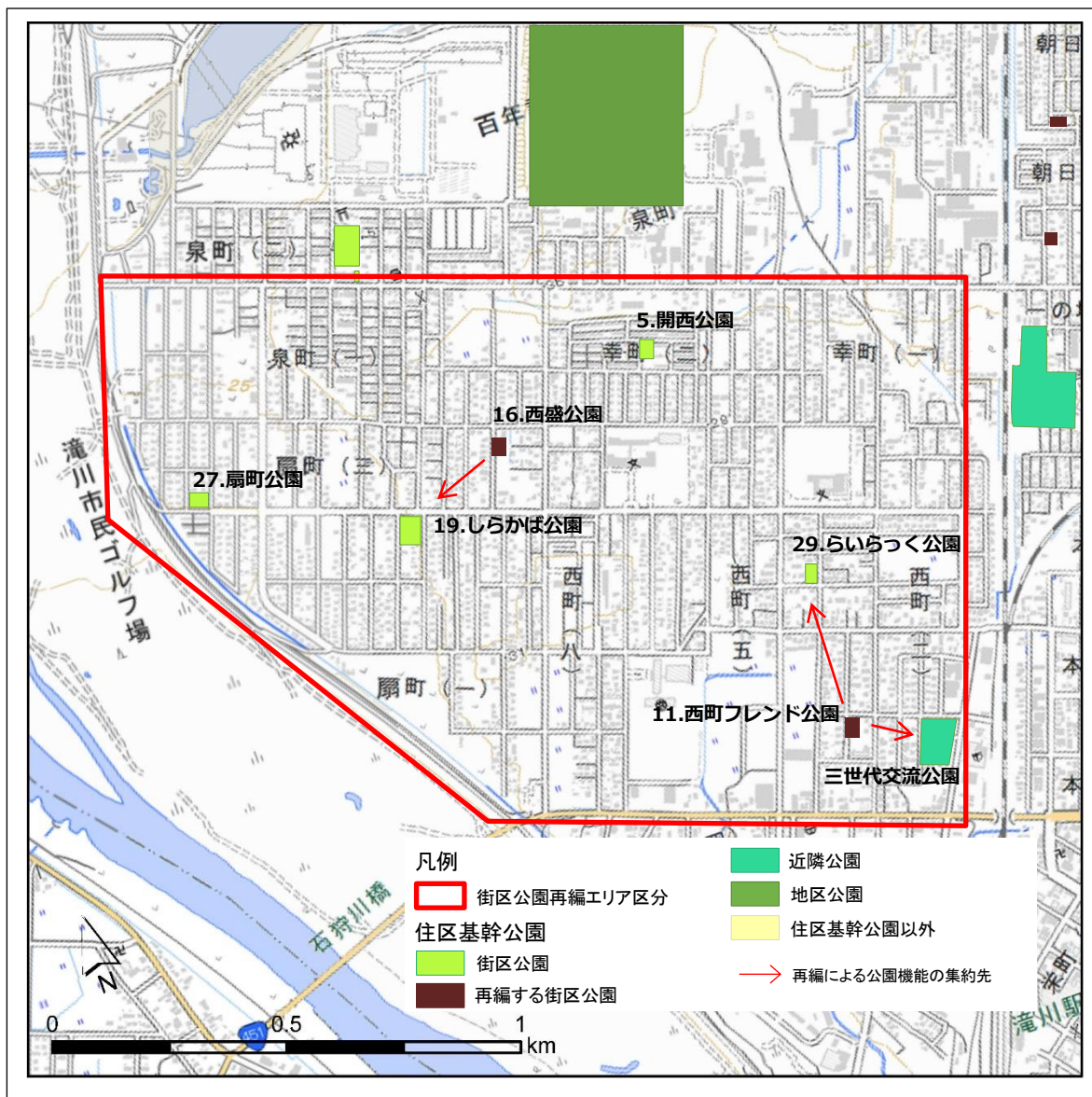
再編前	再編後
銀河公園	変更なし（子育て）
波止場公園	滝川西公園に集約
滝川西公園	変更なし（地区）
3 公園	2 公園

再編エリア② 栄町、明神町、花月町、空知町、中島町、新町（P71）



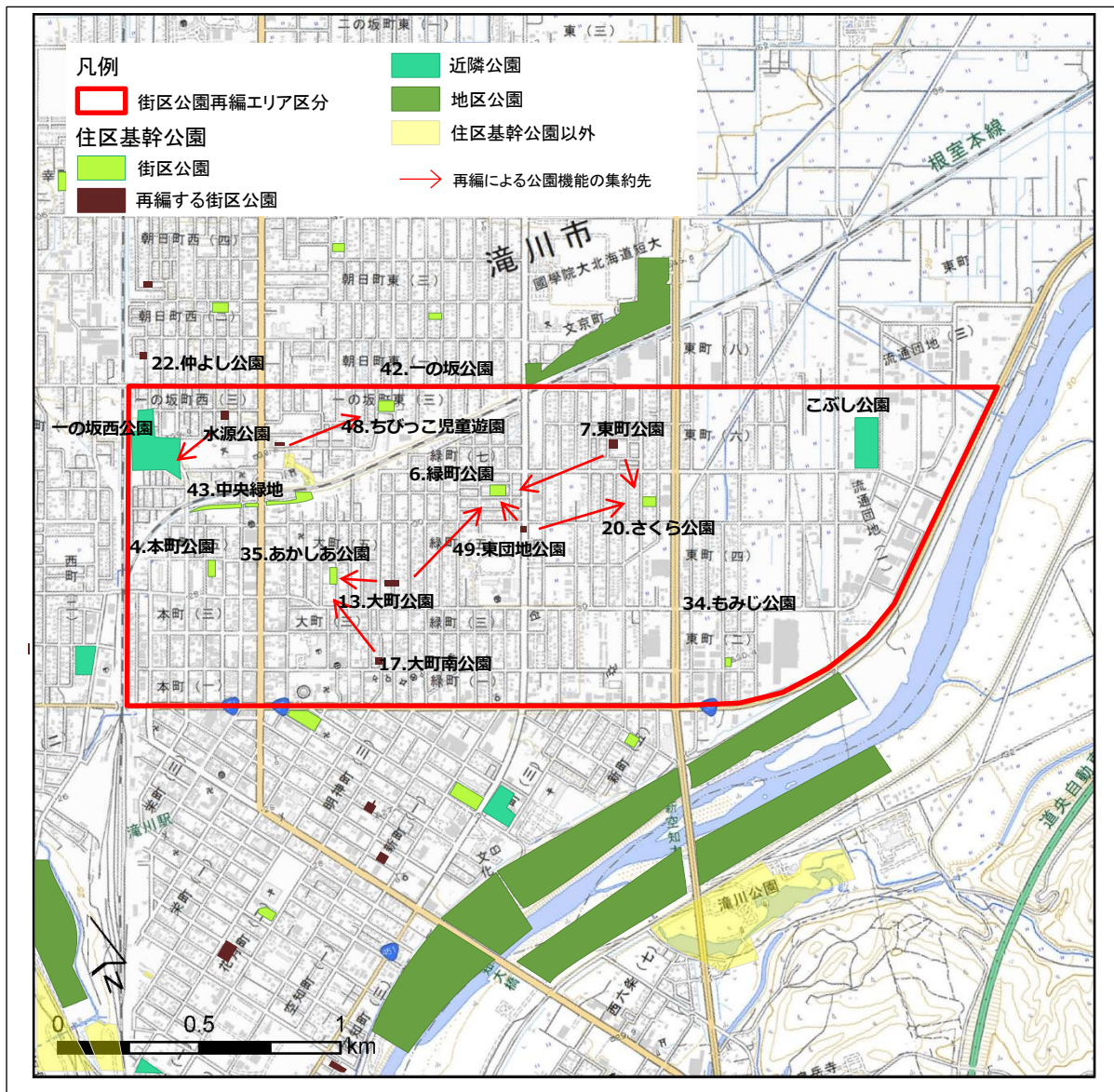
再編前	再編後
栄児童遊園	変更なし（子育て）
平和公園	変更なし（子育て+コミュニティ）
花月公園	つつじ公園に集約
新町公園	文化公園、虹のかけ橋公園、平和公園に集約 用途廃止を検討
かえて公園	平和公園に集約
啓南公園	滝新公園に集約
どんぐり公園	変更なし（子育て）
滝新公園	変更なし（子育て+コミュニティ）
中島公園	中島せせらぎ公園に集約
虹のかけ橋公園	変更なし（コミュニティ）
ルピナス公園	滝新公園に集約
つつじ公園	変更なし（子育て）
中島せせらぎ公園	変更なし（子育て+コミュニティ）（近隣）
文化公園	変更なし（子育て+コミュニティ）（近隣）
空知川緑地	変更なし（地区）
15 公園	9 公園

再編エリア③ 泉町、幸町、扇町、西町（P72）



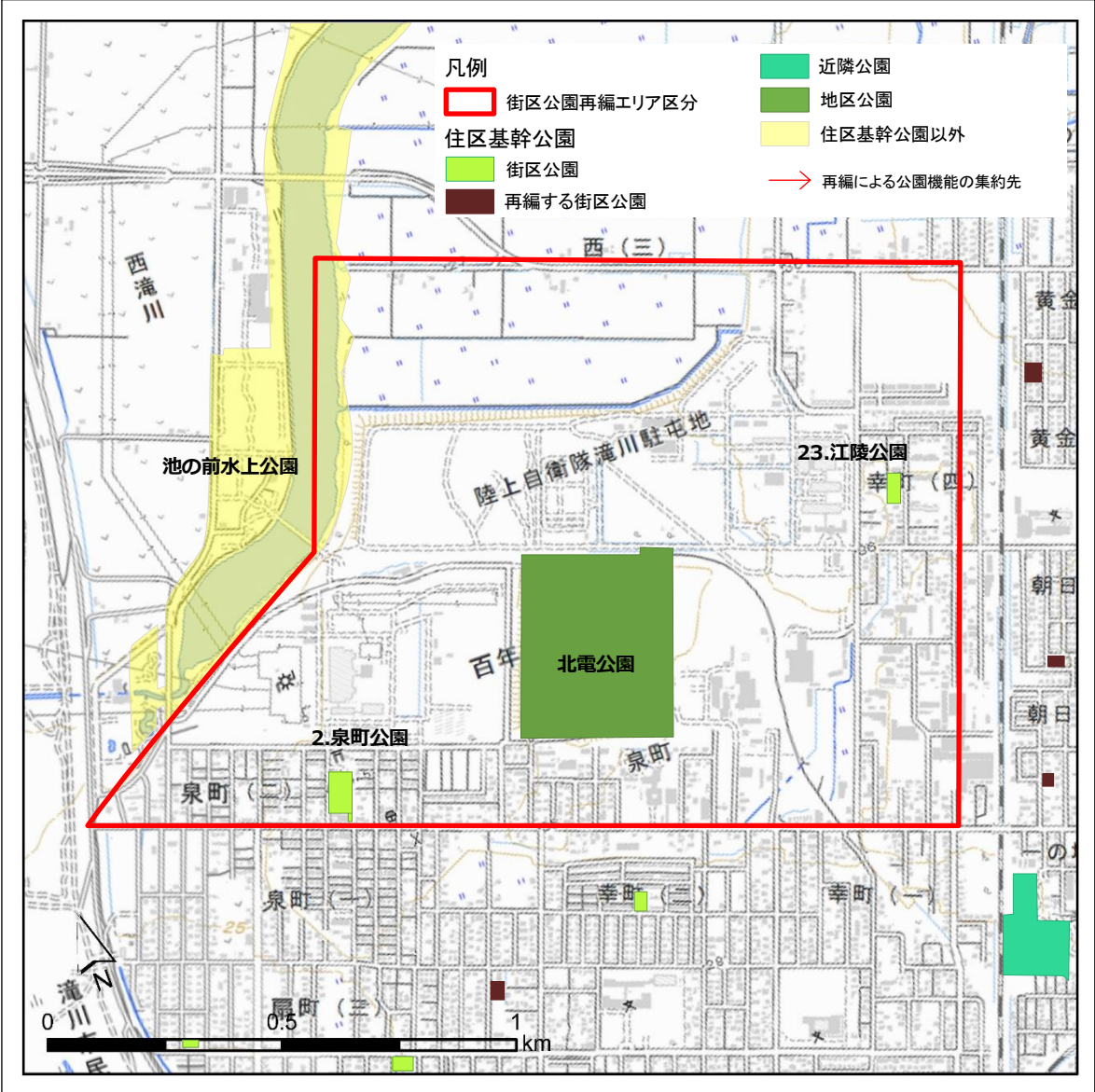
再編前	再編後
開西公園	変更なし（コミュニティ）
西町フレンド公園	三世代交流公園、らいらっく公園に集約
西盛公園	しらかば公園に集約
しらかば公園	変更なし（子育て+コミュニティ）
扇町公園	変更なし（子育て）
らいらっく公園	変更なし（子育て）
三世代交流公園	変更なし（子育て+福祉）（近隣）
7公園	5公園

再編エリア④ 一の坂町、本町、大町、緑町、東町、流通団地（P73）



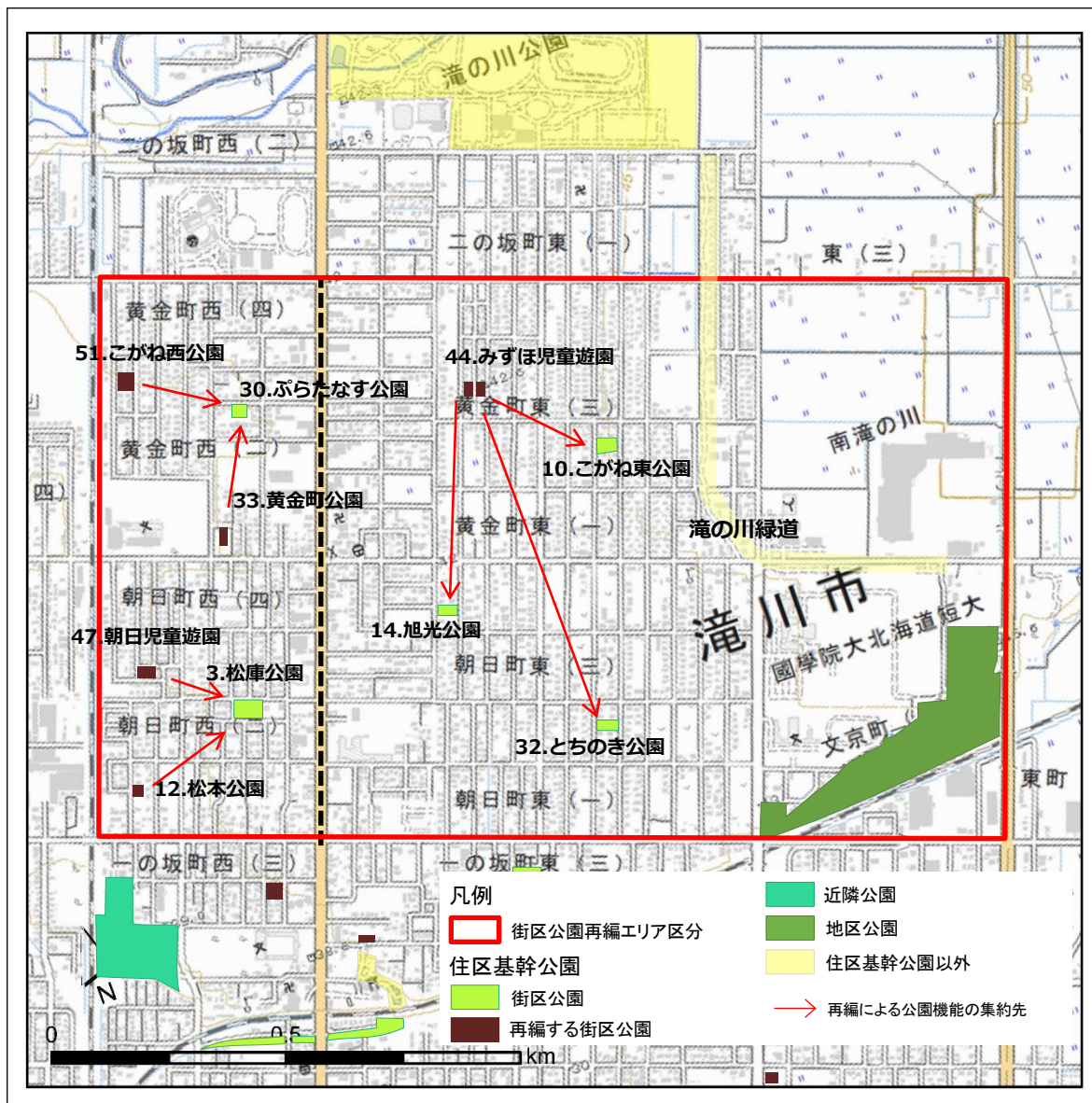
再編前	再編後
本町公園	変更なし（子育て+コミュニティ）
緑町公園	変更なし（コミュニティ）
東町公園	緑町公園、さくら公園に集約
大町公園	あかしあ公園、緑町公園に集約
大町南公園	あかしあ公園に集約 用途廃止を検討
さくら公園	変更なし（子育て+コミュニティ）
仲よし公園	一の坂西公園に集約
もみじ公園	変更なし（コミュニティ）
あかしあ公園	変更なし（子育て）
一の坂公園	変更なし（子育て）
ちびっこ児童遊園	一の坂公園に集約 用途廃止（水源公園は用途廃止を検討）
東団地広場	緑町公園、さくら公園に集約 用途廃止
こぶし公園	用途廃止を検討
一の坂西公園	変更なし（子育て+拠点）
14 公園	7 公園

再編エリア⑤ 泉町、幸町、西滝川（P74）



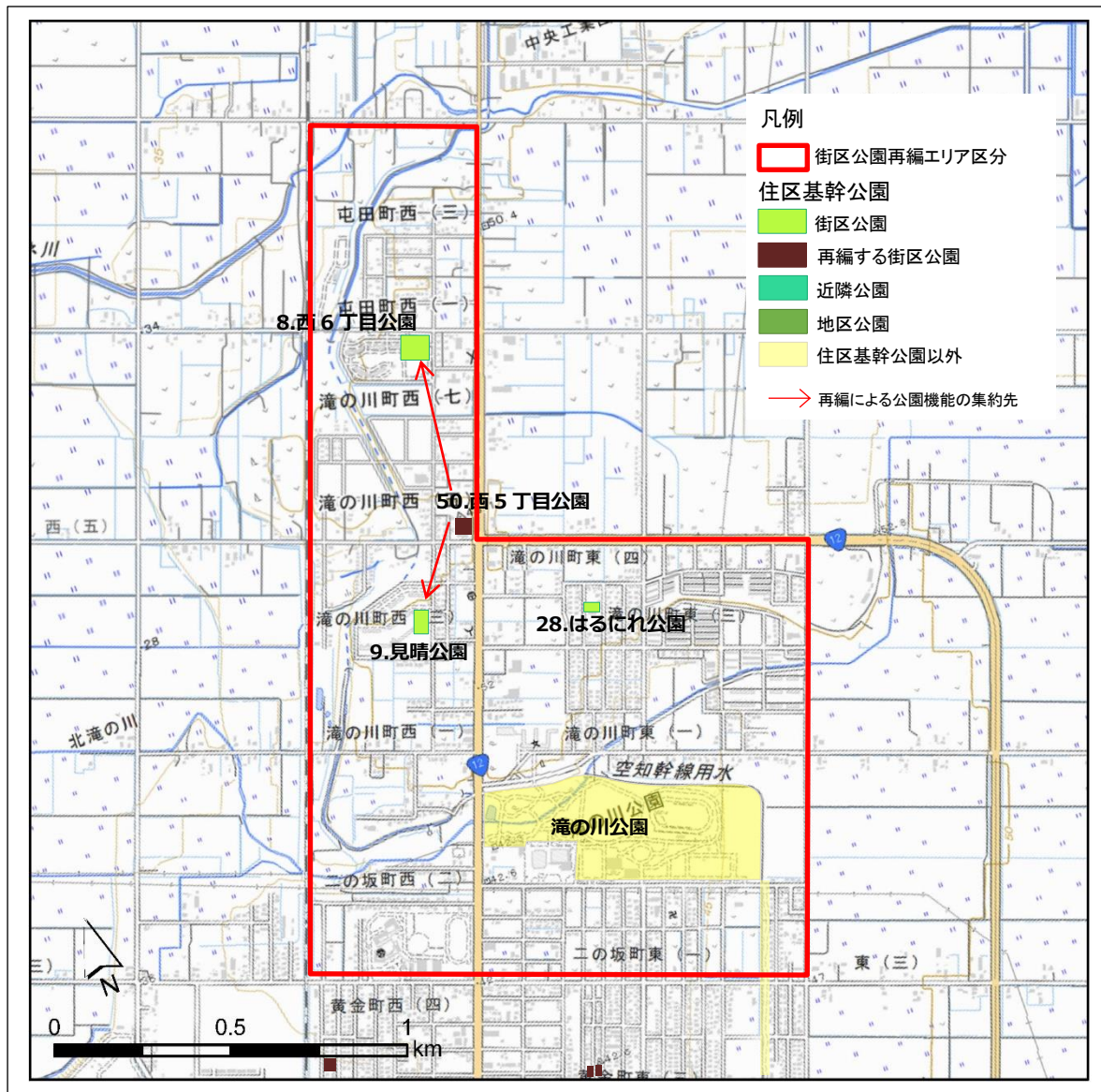
再編前	再編後
泉町公園	変更なし（コミュニティ）
幸陵公園	変更なし（子育て）
北電公園	変更なし（地区）
池の前水上公園	変更なし（総合）
4 公園	4 公園

再編エリア⑥ 黄金町、朝日町、文京町、南滝の川（P75）



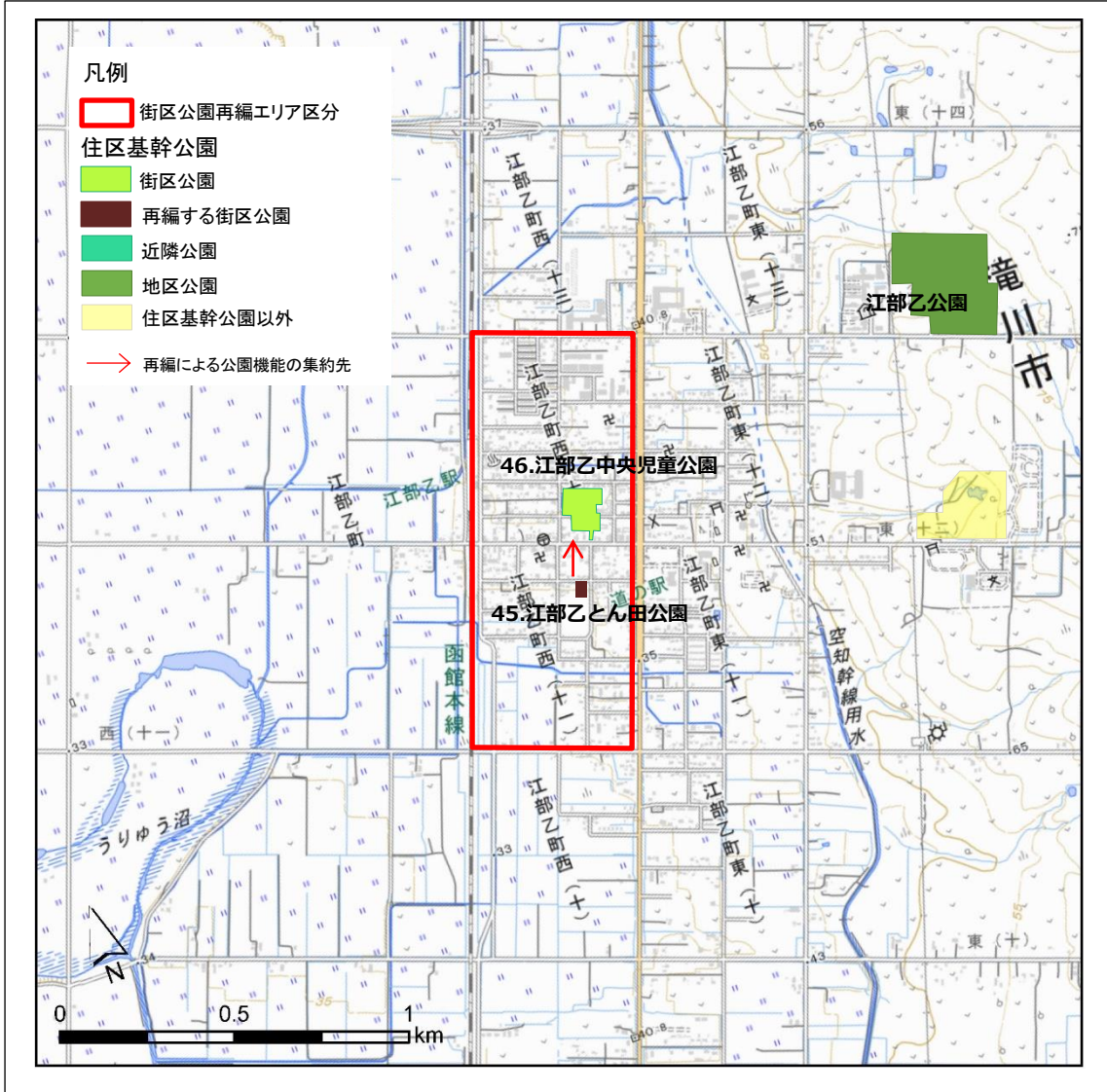
再編前	再編後
松庫公園	変更なし（子育て）
松本公園	松庫公園に集約
ぷらたなす公園	変更なし（子育て+コミュニティ）
黄金町公園	ぷらたなす公園、松庫公園に集約
朝日児童遊園	松庫公園に集約
こがね西公園	ぷらたなす公園に集約
こがね東公園	変更なし（子育て）
旭光公園	変更なし（子育て）
とちのき公園	変更なし（子育て）
みずほ児童遊園	こがね東公園、旭光公園、とちのき公園に集約
滝川東公園	変更なし（地区）
滝の川緑道	変更なし（緑道）（健康づくり）
12 公園	7 公園

再編エリア⑦ 屯田町、滝の川町、二の坂町（P76）



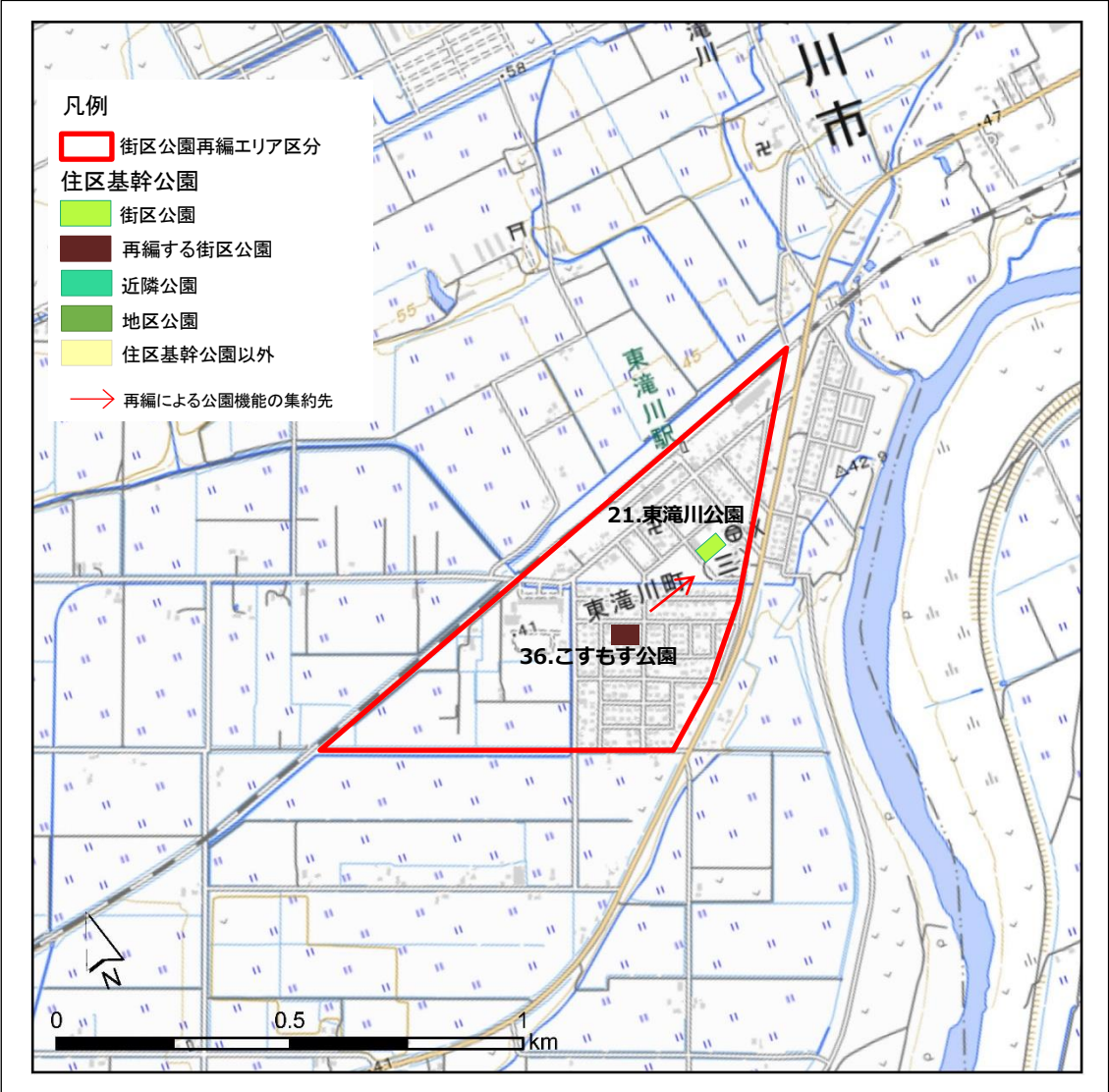
再編前	再編後
西6丁目公園	変更なし（コミュニティ）
見晴公園	変更なし（コミュニティ）
はるにれ公園	変更なし（コミュニティ）
西5丁目公園	西6丁目公園、見晴公園に集約 用途廃止
滝の川公園	変更なし（運動）
5公園	4公園

再編エリア⑧ 江部乙町（P77）



再編前	再編後
江部乙とん田公園	江部乙中央児童公園に集約
江部乙中央児童公園	変更なし（子育て+コミュニティ）
江部乙公園	用途廃止を検討
3 公園	1 公園

再編エリア⑨ 東滝川町（P78）



再編前	再編後
東滝川公園	変更なし（子育て+コミュニティ）
こすもす公園	東滝川公園に集約
2 公園	1 公園

6. 街路樹の維持管理の基本的な考え方

■街路樹の維持管理（P80）

市街地の緑を形成する街路樹の具体的な取り組みは、重点管理路線は景観形成及び安全確保を重点に、その他路線は安全確保を重点に実施していきます。老木などにより管理上不都合が生じた場合は、順次改善などの見直しを検討します。

また、近年の大型台風による倒木等の被害を教訓に、災害に強いまちづくりにつながる様な街路樹路線の見直しを行います。

◆優れた街路樹のPR ～重点管理路線の取り組み

- ・四季を感じる景観や緑陰形成など、景観的に優れた街路樹の路線を市民からの情報も踏まえて選定した、子ども達にも分かりやすく伝わるよう市のホームページ等での情報発信を工夫し、街路樹や緑への理解を促進します。
- ・特に四季を感じることでできる街路樹が連続する東第1 授業場通り線外は、国道とも交差するゲートウェイ空間の緑でもあり、滝川市が誇る優れた街路樹の最重要路線として保全・PRを行っています。

◆街路樹空間の安全確保（必用最小限の措置） ～その他路線の取り組み

- ・車両の停止に関わる交差点の 20mから 35mの範囲は、視距を確保するとともに、信号や標識などの視認の妨げにならないように改善を図ります（道路構造令に準拠）。
- ・台風などの災害で倒木により通行止めの発生や、枝折れによる通過車両への支障が頻繁に発生している箇所の街路樹は、剪定や伐採などの手法により安全確保を図ります。
- ・植樹柵より根が張り出し、歩道を持ち上げ歩行に支障となる街路樹については、歩行空間の安全を優先に考え、根の除去、または街路樹を除去するなどして歩道の整備を行います。
- ・街路樹の配置検討を行うため、地域の意向を聞きながら間引きなどを行います。
- ・市道の縁石切下げ等で街路樹を撤去する場合は、代替樹木の苗木を指定場所に補植します。

■街路樹の地区別の基本方針（P89、91、93）

①滝川市街地

- ・良好な街路樹景観が連続する東第1 授業場通り線において、桜（春の木）プラタナス（夏の木）イチョウ（秋の木）の四季を演出する約5.5 kmを重点的に管理するとともに、優れた街路樹としてPRします。その他市街地内の街路樹においては、災害と安全確保から剪定や伐採などの対応をします。

②江部乙地区

- ・JR 江部乙駅前、道の駅や国道沿いなどで、協働による花づくりなどを進めます。

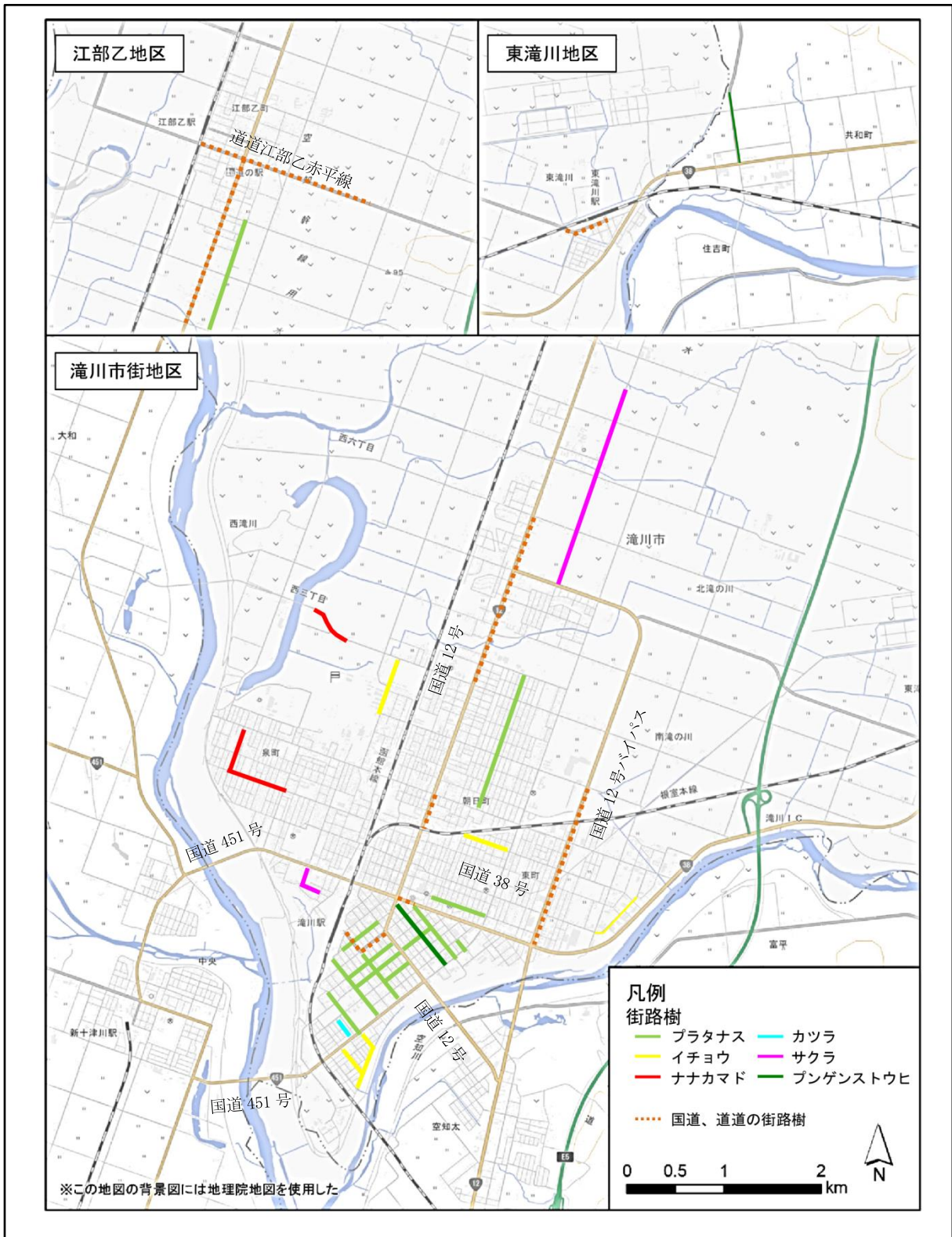
③東滝川地区

- ・JR 東滝川駅前や滝川 IC、国道沿いなどで市民、事業者との協働による花づくり、街路樹の管理を進めます。豊かな自然や田園の環境を活かして、花と野菜のガーデンタウンの形成に向けた取り組みを検討します。

【重点管理路線図：東第1授業場通り線外】(P81)



【その他路線図】(P82)



令和 年 月 日 印刷発行

発行：滝川市

編集：滝川市建設部土木課

〒073-8686 北海道滝川市大町1丁目-2-15

TEL 0125-28-8035 (直通)

FAX 0125-24-6083

E-mail doboku@city.takikawa.lg.jp

